

区の魅力と活力向上推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、区の魅力と活力向上推進事業（以下「推進事業」という。）の実施に係る地域団体等への補助金の交付に関し、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、地域団体等が主体となって実施する次のいずれかに該当する事業のうち、継続的なものとする。

- (1) 地域の魅力向上、地域課題の解決、生活環境の充実又はコミュニティ振興に資する事業
 - (2) その他市長が区の魅力と活力向上推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条に規定する推進事業の目的に資すると認める事業
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としないものとする。
- (1) 国・県・本市又は国・県・本市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資した法人等から補助金等を受けて実施する事業
 - (2) 営利を目的とし、又は特定の個人や事業者、団体、政党、宗教を利する事業
 - (3) 地域住民等の理解又は協力を得る見込みのない事業
 - (4) その他市長が適当でないと認める事業

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、3人以上で構成される地域団体等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が地域団体等の構成員に含まれている団体又は市長が対象団体として適当でないと認める団体は、補助対象団体としないものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (2) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費から、事務所経費、総会・役員会の開催に要する経費等の団体の基礎的活動に要する経費、人件費及び飲食費を除いた経費とする。

(補助内容)

第5条 補助金の補助年度、補助率及び補助限度額は同一事業につき次表のとおりとする。

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の3分の2以内	100万円
2年度目	補助対象経費の2分の1以内	70万円
3年度目	補助対象経費の3分の1以内	35万円

- 2 補助金の交付回数は、同一事業につき各年度1回とする。
- 3 複数年度にわたり同一事業の補助を受けようとする場合においても、毎年度、補助対象事業の募集に応募しなければならない。
- 4 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象事業の募集)

第6条 市長は、補助対象事業を毎年度、期間を定めて、区ごとに募集するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 団体の概要書
- (5) 誓約書（ただし、市長が必要と認めた場合に限る。）

3 その他補助対象事業の募集に関することは、区長が定める。

(補助対象事業の審査等)

第7条 応募があった補助対象事業については、区役所内に審査会を設置し、審査を行うものとする。

2 補助対象事業の審査及び審査会に関することは、区長が定める。

3 区長は、前2項の規定に基づく審査の結果を企画総務局長に提出するものとする。

4 企画総務局長は、前項の規定により提出された審査の結果を確認し、必要な調整を行うものとする。

(補助事業の決定)

第8条 市長は、前条に定める審査結果等に基づき、補助事業の採択又は不採択を決定し、採択を決定した事業については補助事業採択通知書により、不採択を決定した事業については補助事業不採択通知書により、それぞれ申請団体に通知するものとする。

(補助金の交付決定等)

第9条 前条の事業採択通知書の交付を受けた申請団体は、補助金の交付を受けるに当たって、次に掲げる書類を、指定期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査等により、内容が適正であるかどうか等を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書により、申請団体に通知するものとする。

3 前項の交付決定には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容を変更し、又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得し又は効用の増加した不動産等、機械・器具で、取得価格又は効用の増加した価格が単価50万円以上のものを、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）内に、補助金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金

に係る消費税等の仕入控除税額が確定した場合は、補助事業仕入れに係る消費税相当額報告書により速やかに市長に報告すること。また、当該消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に返還すること。

(8) その他広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）を順守すること。

4 補助金は、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の5第2項の概算払いにより交付する。

（交付決定の取り消し）

第10条 市長は、補助事業団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業団体が補助対象団体でなくなったとき。
- (2) 前条第3項第1号の条件に違反したとき。

（計画変更の承認等）

第11条 補助事業団体が、第9条第3項第2号又は第3号に規定する市長の承認を受けようとするときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画変更申請書
- (2) 変更事業計画書
- (3) 変更収支予算書

（実績報告等）

第12条 補助事業団体は、当該補助事業が完了したときは、その完了の日から10日以内に、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書
- (2) 事業実施報告書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し（市長が必要と認めるものに限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業団体は、補助金の精算に当たり過金を生じたときは、速やかにこれを返納しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、補助事業実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により、当該補助事業団体に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による書類の提出を受けた場合において、当該提出に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業に係る補助事業団体に命じ、又は当該補助金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

（委任規定）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 広島市「住民に身近な地区別まちづくりビジョン」推進費補助金交付要綱、コミュニティ助成

事業実施要綱及び地域防犯活動等事業補助金交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）は廃止する。

- 3 実施要綱附則第3項に規定する市長が定めるものは、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、旧交付要綱に基づき補助金が交付された事業のうち、補助金の額の確定等に関する手続が完了していないものとし、当該事業の施行日以後の当該手続については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 附則第2項の規定による廃止前のコミュニティ助成事業実施要綱第2条第1項及び第2項の規定によりコミュニティ助成事業の補助対象事業とされる事業は、平成25年3月31日までの間は、第2条第1項に規定する補助対象事業とみなす。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。